

申立時に必要な郵便切手・収入印紙一覧表

静岡家庭裁判所(令和5年9月1日以降申立分)

【審判】

事件名	収入印紙	郵便切手	備考
失踪宣告	800円	1194(500+500+100+94)円×1、84円×22、10円×11	
子の氏の変更	子1人につき800円	84円×1	
養子縁組許可	養子となる者1人につき800円	84円×5、10円×5	
死後離縁	離縁を求める養親子関係ごとに800円	1194(500+500+100+94)円×1、84円×5、10円×5	
特別代理人選任(子供との利益相反)	子1人につき800円	84円×(子の数×8)、10円×(子の数×3)	
相続放棄の申述	申述人1人につき800円	84円×3、10円×3	
相続の限定承認	800円	84円×3、10円×3	※申述人1人増すごとに+84円×3、10円×3
遺言書の検認	遺言書1通につき800円	相続人1人について 84円×3、10円×3	
遺言執行者選任	執行の対象となる遺言書1通につき800円	84円×6、10円×6	
遺留分放棄許可	800円	84円×6、10円×2	※申立人1人増すごとに+84円×3、10円×1
氏の変更	800円	1204(500+500+100+94+10)円×申立人数、84円×5、10円×5	
名の変更	800円	84円×6、10円×6	
戸籍訂正	訂正すべき原因ごとに800円	1194(500+500+100+94)円×1、84円×10、10円×10	
性別の取扱いの変更	800円	1194(500+500+100+94)円×1、94円×2、84円×2	
児童福祉法(28条、33条)事件	児童1人につき800円	1194(500+500+100+94)円×親権者数、100円×8、84円×2、10円×12、1円×10	
親権者変更	子1人につき1200円	1204(500+500+100+94+10)円×1、84円×10	
請求すべき按分割合(年金分割)	1200円	1194(500+500+100+94)円×2、84円×10、10円×5	

【調停】

事件名	収入印紙	郵便切手	備考
夫婦関係調整	1200円	140円×1、84円×7、10円×5	
養育費請求	対象となる子1人ごとに1200円	140円×1、84円×7、10円×5	
親権者変更	対象となる子1人ごとに1200円	140円×1、84円×7、10円×5	
扶養請求	対象となる扶養権利者1人ごとに1200円	140円×1、84円×7、10円×5	
遺産分割	被相続人1人につき1200円	(100円×3、84円×5、50円×1、10円×10、1円×10)×当事者数	
その他の調停事件(277条審判事件を含む)	1200円	140円×1、84円×7、10円×5	※当事者1人増すごとに同じ組み合わせを追加

【訴訟】

事件名	収入印紙	郵便切手	備考
人事訴訟	窓口でお尋ねください	6000円(500円×8、100円×10、84円×5、50円×4、20円×10、10円×15、2円×10、1円×10)	

【財産管理事件】

事件名	収入印紙	郵便切手	備考
相続財産清算人選任	800円	100円×2、84円×10、10円×10	
不在者財産管理人選任	800円	100円×6、84円×15、10円×5、2円×5、1円×10	

(注)事件関係者が多数の場合や事案により、上記郵便切手の額を変更して提出していただくことがあります。

※ 後見関係事件については、「後見ガイド」をご覧ください。